令和5年度全国高等学校総合体育大会 石狩市実行委員会

設立総会・第1回総会

日 時 令和4年 7月15日(金) 11時より

会 場 石狩市役所 401・402会議室

会議次第

■ 設立総会

- 1 開会
- 2 あいさつ 石狩市長 加 藤 龍 幸
- 3 委員紹介
- 4 説明事項
- (1) 令和5年度全国高等学校総合体育大会概要
- (2) 令和5年度全国高等学校総合体育大会(ソフトボール競技大会) 開催準備経過
- 5 議事
- (1) 議案第1号 令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会設立趣旨(案)
- (2) 議案第2号 令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会会則(案)及び 事務局規程(案)
- (3) 議案第3号 令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会役員選出
- 6 閉会

■ 第1回総会

- 1 開会
- 2 議事
- (1)議案第1号 令和5年度全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技大会開催基本 方針(案)
- (2) 議案第2号 令和4年度事業計画(案)
- (3) 議案第3号 令和4年度収支予算(案)
- 3 その他
- 4 閉会

設立総会 説明事項(1)

令和5年度全国高等学校総合体育大会概要

1 全国高等学校総合体育大会とは

全国高等学校総合体育大会は、通称「インターハイ」とも呼ばれ、学校対抗で行われる高校生スポーツの総合体育大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。

昭和38年度に第1回大会が新潟県で開催されて以降、各都道府県で開催されてきたが、 平成23年度からは全国を9ブロックに分け、各都道府県の単独開催からブロックごとの輪番による広域開催となり、令和5年度は北海道ブロックとしての開催となる。

開催年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4年度	5 年度
開催地域	中	西	東	中	西	東	中	西	東
ブロック	近畿	中国	東北 (南)	東海	九州 (南)	関東 (北)	北信越	四国	北海道
幹事県	和歌山県	岡山県	山形県	三重県	鹿児島県	群馬県	福井県	徳島県	北海道

※幹事県・・・総合開会式開催県

中止

2 目的

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校(中等教育諸学校後期課程を含む)生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

3 実施主体

(1) 主催

(公財)全国高等学校体育連盟、北海道、北海道教育委員会及び関係中央競技団体 (※競技種目別大会は会場地市町及び同教育委員会を含む。)

(2)後援

スポーツ庁、(公財)日本スポーツ協会及び日本放送協会 (※競技種目別大会は道スポーツ協会及び会場地市町スポーツ協会を含む。)

(3) 主管

(公財)全国高等学校体育連盟競技専門部、北海道高等学校体育連盟及び北海道関係競技 団体

4 開催期間

令和5年7月22日(土)~8月21日(月)

5 参加想定人数

選手・監督等 36,800 人 観客数(延べ数) 568,200 人 計 605,000 人 (※令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会設立総会資料より)

6 種目別会場地及び日程一覧

No.	会場地市町	競技種目等	競技日程
1	₹	ソフトボール(女子)	7月28日 ~ 8月 1日
1	石狩市	ソフトボール(男子)	8月 4日 ~ 8月 8日
		※総合開会式	7月22日
		陸上競技	8月 2日 ~ 8月 6日
		体操(体操競技·新体操)	8月 2日 ~ 8月12日
		水泳 (水球)	8月17日 ~ 8月20日
		バスケットボール	7月24日 ~ 7月30日
2	札幌市	卓球	8月 8日 ~ 8月13日
		バトミントン	8月16日 ~ 8月21日
		柔道	8月 8日 ~ 8月12日
		レスリング	7月27日 ~ 7月30日
		弓道	8月 3日 ~ 8月 6日
		ボクシング	7月29日 ~ 8月 4日
3	江川古	水泳(競泳・飛込)	8月11日 ~ 8月20日
3	江別市	ホッケー	7月29日 ~ 8月 2日
4	千歳市	なぎなた	8月 4日 ~ 8月 7日
5	恵庭市	空手道	7月26日 ~ 7月29日
6	室蘭市	フェンシング	8月 2日 ~ 8月 6日
7	苫小牧市	ソフトテニス	7月22日 ~ 7月29日
,	占小牧巾	テニス	7月31日 ~ 8月 7日
		ハンドボール	7月25日 ~ 7月31日
8	函館市	自転車競技 (トラック・ロード)	8月 5日 ~ 8月 9日
9	北斗市	相撲	8月 4日 ~ 8月 6日
		バレーボール (男子)	8月 7日 ~ 8月11日
10	旭川市	サッカー(男子)	7月28日 ~ 8月 4日
		少林寺拳法	7月24日 ~ 7月26日
11	士別市	ウエイトリフティング	8月10日 ~ 8月14日

12	東川町			
13	上川町	70.1.		0 0 4 4 0
14	美瑛町	登山	8月 7日	~ 8月11日
15	上富良野町			
16	網走市	ボート	7月27日	~ 7月31日
		サッカー (女子)	7月25日	~ 7月30日
17	帯広市	剣道	8月 3日	~ 8月 6日
		アーチェリー	8月 7日	~ 8月 9日
18	釧路市	バレーボール(女子)	0 П 1 П	~ 8月 5日
19	釧路町	ハレーホール(女子)	8月1日	~ 8月 5日
20	山形県西川町	カヌー	8月 2日	~ 8月 6日
21	和歌山県和歌山市	ヨット		~ 8月16日 Eまで固定開催)

令和5年度全国高等学校総合体育大会(ソフトボール競技大会)開催準備経過

年 月 日	経 過 概 要
令和元年 9月 2日	令和5年度全国高等学校総合体育大会(夏季大会「北海道総体」)
	の開催が決定
令和元年 9月 5日	令和5年度全国高等学校総合体育大会(夏季大会「北海道総体」)
	における会場地意向調査依頼
令和元年11月29日	令和5年度全国高等学校総合体育大会におけるソフトボール競技
	大会の会場地意向確認票を提出
令和2年 3月 6日	石狩市がソフトボール競技大会の会場として選定
令和2年 8月27日	令和5年度全国高等学校総合体育大会(夏季大会)北海道準備委
	員会設立総会及び第1回総会を開催
令和3年 3月25日	令和5年度全国高等学校総合体育大会(夏季大会)北海道準備委
	員会第2回総会(書面会議)を開催
令和3年 6月 8日	令和5年度全国高等学校総合体育大会(夏季大会)北海道実行委
	員会設立総会及び第1回総会(リモート)を開催
令和3年 6月30日	令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会第1回競
	技専門部会(リモート)を開催
令和3年 8月 2日	令和3年度全国高等学校総合体育大会「北信越総体」ソフトボー
~8月 4日	ル競技大会(男子)の開催状況視察(福井県敦賀市)
令和3年10月18日	(公財)全国高等学校体育連盟ソフトボール専門部による競技会
~10月19日	場地視察
令和4年 2月15日	令和5年度全国高等学校総合体育大会(夏季大会)北海道実行委
	員会第2回総会(リモート)を開催
令和4年 2月22日	令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会第2回競
	技専門部会(リモート)を開催
令和4年 4月 1日	北海道教育委員会より令和5年度全国高等学校総合体育大会競技
	種目別大会会場地担当教員として1名配置(※従事期間は令和5
	年9月30日まで)
令和4年 4月 6日	令和5年度全国高等学校総合体育大会(夏季大会)北海道実行委
	員会臨時総会(書面開催)を開催
令和4年 6月 6日	令和5年度全国高等学校総合体育大会(夏季大会)北海道実行委
	員会第3回総会(リモート)を開催
令和4年 6月29日	令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会第3回競
	技専門部会(リモート)を開催
令和4年 7月15日	令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会設立総会
	及び第1回総会を開催

設立総会 議案第1号

令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会設立趣旨(案)

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校(中等教育学校後期課程を含む)生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的として開催されます。

また、北海道ブロック開催に当たっては、道民の理解と協力のもと、高校生の主体的な活動を通して「高校生が輝く」大会を目指すとともに、未来へ飛躍する青少年の育成の機会とすることを目的としています。

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つであり、心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

本市は、昭和62年の全国高等学校総合体育大会、平成元年の第44回国民体育大会(北海道はまなす国体)においてソフトボール競技大会の開催地となり、以来、ソフトボールを市民のスポーツに指定し、市内小中学生の選手育成や市民大会はもとより、各種の全道・全国大会、日本女子リーグ等の数多くのビックイベントが行われるなど、「ソフトボールのまち・いしかり」として、これまで30年以上にわたって競技の普及振興に努めて参りました。

そして、令和5年度に開催する本大会のソフトボール競技の開催地となることで、より一層のスポーツ活動の普及発展に寄与することはもとより、石狩市を訪れる選手や関係者の方々に、自然や文化、食、観光などといった様々なまちの魅力を体感していただくとともに、全国に発信する絶好の機会となることが期待されます。

このようなことから、 北海道及び石狩市での36年ぶりとなる本大会の開催にあたり、市内の関係機関・団体等のご支援、ご協力をいただき、開催準備及び大会運営に万全を期すべく、「令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会」を設立するものであります。

設立総会 議案第2号

令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会会則(案)及び事務局規程(案)

令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会会則(案)

(名称)

第1条 本会は、令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、公益財団法人全国高等学校体育連盟の全国高等学校総合体育大会開催基準要項及び令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会の令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道開催基本方針に基づき、本市において開催される令和5年度全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技大会(以下「大会」という。)の円滑な運営を期するために、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

- 第3条 実行委員会は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 大会の開催に必要な方針及び計画に関すること。
 - (2) 大会の開催に必要な競技施設・設備の整備に関すること。
 - (3) 競技運営及び競技種目別開・閉会式に関すること。
 - (4) 役員選手等の宿泊、衛生、輸送及び警備に関すること。
 - (5) 広報活動及び報道に関すること。
 - (6) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
 - (7) 関係競技団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (8) その他、大会を開催するために必要な準備に関すること。 (組織)
- 第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 北海道高等学校体育連盟、その他関係機関・団体の役職員等
 - (2) 石狩市及び石狩市教育委員会の職員
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者 (役員)
- 第5条 実行委員会に、会長のほか次の役員を置く。
 - (1)副会長 若干名
 - (2) 監事 2名

(役員の選任)

- 第6条 会長は、石狩市長をもって充てる。
- 2 副会長及び監事は、総会の承認を得て委員のうちから会長が任命する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会 の目的が達成されたときまでとする。

(委員等の変更及び追加)

- 第9条 委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合においては、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、必要に応じて委員を追加することができる。
- 4 会長は、前3項の規定により委員等に変更及び追加があった場合は、次の総会において 報告する。

(報酬及び費用弁償)

- 第10条 委員等は無報酬とする。
- 2 委員等が会務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、次条に 掲げる会議への出席に要する経費については、この限りではない。

(会議)

- 第11条 実行委員会に、次の会議を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 専門部会

(総会)

- 第12条 総会は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が当たる。
- 4 総会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 大会開催の重要な事項に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 専門部会への委任に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について代理人の出席、又は委任状により当該議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長が必要と認める場合、事前に送付した議案について書面をもって表決し、会議の議 決に代えることができる。

(専門部会)

- 第13条 専門部会は、実行委員会から委任された事項について調査・審議決定し、その結果 を必要に応じて総会に報告する。
- 2 専門部会委員の構成については、第4条第2項の規定を準用する。
- 3 専門部会委員の任期については、第8条の規定を準用する。
- 4 専門部会委員の追加及び変更等については、第9条の規定を準用する。
- 5 専門部会委員の報酬及び費用弁償については、第10条の規定を準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (会長の専決処分)
- 第14条 会長は、総会を招集する暇がないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で 軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、そ の承認を得なければならない。

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を石狩市保健福祉部スポーツ健康課(以下「スポーツ健康課」という。)内に置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、石狩市の財務に 関する諸規定等を準用する。

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたときをもって解散する。

(残余財産の帰属)

第20条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産が生じた場合は、石狩市に帰属 するものとする。

(事故の処理)

第21条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得て、これを処理しなければならない。

(解散後における事務の処理)

第22条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせその他の事務については、

スポーツ健康課において処理する。

- 2 実行委員会解散後の文書等については、スポーツ健康課へ引き継ぎ、以後、同課において石狩市文書編集保存規程(平成4年3月25日訓令第7号)の例により管理する。
 - (会長への委任)
- 第23条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

附則

- 1 この会則は、令和4年7月15日から施行する。
- 2 本会の設立時の会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、会則施行の日から始まり令和5年3月31日に終わるものとし、本会の解散の日が時期する会計年度は、4月1日から解散の日までとする。

(趣旨)

第1条 この規程は、令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の実行委員会会則(以下「会則」という。)第15条第2項の規定に基づき、実行委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 事務局は、石狩市保健福祉部スポーツ健康課内に置く。

(事務局の分掌事務)

第3条 事務局は、別表第1に関する事務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に、事務局長及び事務局員(以下「職員等」という。)を置く。

(組織)

第5条 事務局の組織は、別表第2のとおりとする。

(職務)

第6条 事務局長は、実行委員会会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を 統轄し、事務局員を指揮監督する。

(服務)

第7条 職員等の服務については、石狩市の例による。

(専決)

- 第8条 事務局長は、別表第3の区分について専決することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、決裁権 者の決裁を受けなければならない。

(代決)

- 第9条 決裁権者が不在のときは、別表第4に掲げる区分に従い、同表に定める者がその事務を代決することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめその処理について会長の指示を受けたもの又は急を要するものについては、この限りでない。
- 3 前項により代決した者は、当該代決した事項のうち、必要と認めるものについては、速 やかに会長に報告しなければならない。

(文書記号及び番号)

第10条 文書には、「総体石実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、記号及び番号を省略することができる。

(文書保存)

- 第11条 処理済みの文書は編纂し、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。 (文書取扱い)
- 第12条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、石狩市の例による。

(公印)

第13条 公印の種類等は、別表第5のとおりとする。

(公印取扱い)

第14条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、石狩市の例による。 (旅費)

第15条 職員等の旅費の額及びその支給方法については、石狩市の例による。

(費用弁償)

- 第16条 会則第10条第2項による実行委員会委員及び役員の旅費にかかる費用弁償の額及び 支給の方法については、石狩市の例による。
- 2 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難いものについては、事務局 長が別に定めるところによることができる。

(予算の編成)

- 第17条 事務局長は、あらかじめ会長が定めた方針に基づいて、予算を編成するものとする。
- 2 事務局長は、予算の編成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を 加える必要が生じたときは、会長の承認を得て補正予算を編成することができる。

(金融機関の指定)

第18条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。 (決算)

第19条 事務局長は、出納に関する事務を完了したときは、毎会計年度収支決算を速やかに 調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

(準用)

第20条 この規程に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出、その他の財務会計に 関する事項については、石狩市の例による。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項は、会長の承認を 得て事務局長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年7月15日から施行する。

別表第1(第3条関係)

事務局分掌事務

分 掌 事 務

- 1 実行委員会の組織、人事及び服務等に関すること。
- 2 総会及び専門部会の開催に関すること。
- 3 事業計画及び事業報告に関すること。
- 4 予算及び決算に関すること。
- 5 予算の管理に関すること。
- 6 その他令和5年度全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技大会の運営に必要な 事務手続き等に関すること。

別表第2(第5条関係)

事務局組織

事務局長	事務局次長	事務局員
保健福祉部健康推進担当部長	スポーツ健康課長	スポーツ健康課職員 会場地担当教員

別表第3(第8条関係)

専決事項及び決裁区分

サススリング	
区分	専 決 事 項
	1 事務局の組織に関すること。
	2 事務局次長の服務に関すること。
-t-7/2 [7] E	3 事務局次長の旅行命令及び復命の受理に関すること。
事務局長	4 石狩市事務決裁規程に定める部長専決事項に準じること。
	5 予算の編成及び決算の報告事項に関すること。
	6 前各号に準じるもののほか、会長名をもってする軽易な事項
	(0 A 77 , 1) THE IN A - HE WINE WY HE I WAY
	1 総会及び専門部会の開催運営に関すること。
	2 事務局員の服務に関すること。
	3 事務局員の旅行命令及び復命の受理に関すること。
事務局次長	4 事務局員の事務分掌に関すること。
	5 収入及び支出命令に関すること。
	6 石狩市事務決裁規程に定める課長専決事項に準じること。
	7 前各号に掲げるもののほか、事務局長名をもってする軽易な事項

別表第4 (第9条関係)

代決

決裁権者	代決者
会長	事務局長

別表第5 (第13条関係)

公印

名称	形状	寸法	書体
令和五年度全国高等学校総合体育大会 石狩市実行委員会会長之印	正方形	21ミリ角	てん書

設立総会 議案第3号

令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会役員選出

No.	所属・職名	氏 名	役職名
1	石狩市長	加藤 龍幸	
2	石狩市教育委員会教育長	佐々木 隆哉	
3	石狩市代表監査委員	百井 宏己	
4	石狩市議会議長	花田 和彦	
5	石狩市議会厚生常任委員会委員長	大野 幹恭	
6	北海道高等学校体育連盟ソフトボール競技専門部部長 (北海道苫小牧総合経済高等学校校長)	古市 俊章	
7	北海道高等学校体育連盟ソフトボール競技専門部委員長	武笠 伊佐央	
8	北海道ソフトボール協会会長	木本 由孝	
9	北海道ソフトボール協会理事長	寺村 健人	
10	石狩管内ソフトボール協会会長	青野 誠	
11	石狩管内ソフトボール協会理事長	佐々木 幸治	
12	石狩ソフトボール協会会長	佐々木 大介	
13	石狩ソフトボール協会理事長	中西 章司	
14	公益財団法人石狩市体育協会会長	永井 利幸	
15	石狩市スポーツ推進委員協議会会長	中川 文人	
16	石狩市中学校体育連盟会長	城野 文久	
17	社会福祉法人石狩市社会福祉協議会会長	北原 益二郎	
18	石狩商工会議所会頭	榎本 哲史	
19	一般社団法人石狩観光協会代表理事	吉田 保雄	
20	石狩市農業協同組合代表理事組合長	中村 武史	
21	石狩湾漁業協同組合代表理事組合長	丹野 雅彦	
22	石狩消防署署長	髙橋 一洋	
23	北海道警察札幌方面北警察署署長	島村 諭支敏	
24	北海道石狩翔陽高等学校校長	渡邉 祐美子	
25	北海道石狩南高等学校校長	原田 稔朗	

第1回総会 議案第1号

令和5年度全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技大会開催基本方針(案)

1 開催のねらい

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校(中等教育学校後期課程を含む)生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的としている。

本市でのソフトボール競技開催に当たっては、北海道実行委員会において確認された基本方針に則り、関係機関・団体が連携・協働し、広く市民の理解と協力のもと、高校生が輝く大会を目指すとともに、未来へ飛躍する人材の育成と活力ある地域づくりの契機となることを目指すものとする。

2 基本方針

(1) 競技力の向上とスポーツの推進

国内最大規模の高校生スポーツの祭典が開催されることを契機に、特にジュニア世 代の選手育成、技能向上に取り組み、夢や目標の実現に向けた過程の中で創造性や協 調性、チャレンジ精神を育む。また、市民に夢や感動、希望を与える大会にすることに より、スポーツへの機運を高め、生きがいづくりや健康増進としての生涯を通じたス ポーツの推進を図る。

(2) 連携・協働の強化

市内の関係機関・団体等が緊密に連携、協働することを通して、それぞれの有する機能や特色を最大限に発揮し、「オール石狩」による大会の開催準備・運営に万全を期す。

(3) 高校生活動の展開

高校生活動を教育活動の一環として積極的に捉え、高校生が大会の開催準備・運営に主体的に携わることにより、様々な交流を通じて豊かな人間関係を築くとともに、 多くの感動や達成感を味わうことができる大会を目指す。

(4) おもてなしと地域の魅力発信

全国から訪れる多くの方々を、温かい「おもてなしの心」で迎え、参加者の心に残る 夢と感動に溢れる大会を目指す。また、本市が持つ豊かな自然や文化、景観、特産品等 の多様な魅力を積極的に発信し、認知度の向上と地域の活性化につなげる。

(5) 効率的・効果的な大会運営

関係機関・団体等の相互協力のもと、大会を支える組織や設備等、人的・物的資源を 最大限に有効活用し、簡素で効率的・効果的な大会運営に努める。

第1回総会 議案第2号

令和4年度事業計画(案)

1 会議の開催

令和5年度全国高等学校総合体育大会石狩市実行委員会設立総会・第1回総会

- 2 関係機関・団体との連絡調整
- (1) 北海道実行委員会との連絡調整
- (2) 高体連専門部及び競技団体との連絡調整
- (3) 高校生活動推進委員会との連絡調整
- (4) その他関係機関、団体との連絡調整
- 3 開催準備業務の推進
- (1) 競技種目別実施要項・プログラムの作成等に関すること
- (2) 競技種目大会運営費の試算に関すること
- (3) 競技及び式典の企画運営に関すること
- (4) 競技施設・設備等の整備に関すること
- (5) 保健衛生・環境衛生に関すること
- (6) 医療及び救護に関すること
- (7) 輸送交通に関すること
- (8) 警備防災に関すること
- (9) 広報・報道に関すること

4 視察・調査

(1) 令和4年度全国高等学校総合体育大会(四国総体)の視察調査 (ソフトボールのまち・いしかり魅力発信推進協議会と共同実施) [女子大会の視察]

場所:高知県立春野総合運動公園(高知県高知市)

時期:令和4年8月3日(水)~7日(日)

(2) 競技開催市からの情報収集・資料収集及び分析

競技・練習会場の設営、開・閉会式の運営、監督会議等の運営

第1回総会 議案第3号

令和4年度収支予算(案)

[収入]

科 目 予算額(円)		內 訳
負担金	100, 000	石狩市負担金
諸収入	1,000	預金利息ほか
計	101,000	

〔支出〕

科目	予算額(円)	内 訳
旅費	10, 000	会議等旅費(北海道実行委員会等)
消耗品費	50, 000	消耗品費
印刷製本費	35, 000	封筒印刷
会議費	6, 000	
計	101, 000	